

渋谷区公衆喫煙所設置費等助成要綱

令和2年6月26日制 定
令和4年3月30日一部改正
令和5年3月 1日一部改正
令和6年1月 1日一部改正
令和6年4月 1日一部改正
令和7年4月 1日一部改正
令和8年7月 1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例(平成9年渋谷区条例第41号)に掲げた理念を実現するため、新たに一般利用可能な喫煙所(以下「公衆喫煙所」という。)を設置し、維持管理する建築物の所有者等に対しその経費の一部を区が助成することにより、公共の場所での喫煙や吸い殻の散乱を防ぎ、もって区民の快適な生活環境を実現することを目的とする。

(助成対象となる喫煙所)

第2条 助成対象となる公衆喫煙所は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 一般に開放され、かつ利用料は無料であること。
- (2) 建物内に公衆喫煙所を設置する場合は、当該建物の出入口階及びその上下各1階の範囲内に限るものとし、容易に利用できる場所に設置すること。
- (3) 公衆喫煙所及び公衆喫煙所が入る建物の出入口に、当該場所が喫煙可能場所である旨が分かる標識を掲示し、掲示する標識は、外国人を含め誰もがその内容を理解できるものとするよう十分留意すること。
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品が喫煙可能であること。
- (5) 公衆喫煙所として運営開始後、最低60か月は継続して運営すること。
- (6) 公衆喫煙所の設置に先立ち、周辺住民及び近隣店舗等に対し事前説明を行う等、合意形成がなされていること。
- (7) 周辺の生活環境の改善に効果があると認められること。
- (8) 健康増進法(平成14年法律第103号)、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)に規定する基準を満たし、かつ、その他関係法令等を遵守していること。
- (9) 公序良俗に反しない形態及び運営であること。

2 公衆喫煙所のうち、壁及び天井で囲まれた密閉型の喫煙所(コンテナ型及びトレーラー型等を

含む。以下「屋内喫煙所」という。) にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 出入口及び給気口以外には非喫煙区域に対する開口面が極めて少なく、専ら喫煙のために利用されることを目的とすること。

(2) たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装置が設置され、かつ、排気したたばこの煙が、人の往来の多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。ただし、令和2年4月1日時点で、既に存在している建物等で、構造上新たに屋外に排出することができる排気装置を設置することが困難な場合等には、次に掲げる脱煙機能を有すること。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。

イ 室外に排気される空気が排気装置より浄化された場合における当該空気の浮遊粉じんの量が 0.015 mg/m^3 以下であること。

(3) 非喫煙区域が屋内の場合は、非喫煙区域から喫煙室内に向かう気流の確保（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2 (m/s) 以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように対策が講じられていること。

3 公衆喫煙所のうち、屋内喫煙所以外の喫煙所（パーテーション型等を含む。以下「屋外喫煙所」という。) にあつては、第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 近くを通行する者等に受動喫煙を生じさせることがないように、パーテーション等で非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用されることを目的とすること。

(2) 前号のパーテーションによって区画された喫煙所を設置する場合においては、壁の高さ及び出入口に設置する方向転換のためのクランク箇所数について、区と協議のうえ決定すること。

(3) 建物の入口及び窓並びに人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等周囲の状況や環境に配慮すること。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 区内の建築物の所有者又は使用者

(2) 区内の土地の所有者又は使用者

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に区長が必要と認める者

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成対象経費及び助成額は、新たに公衆喫煙所を設置する場合にあつては別表第1-1、既存の喫煙場所を新たに公衆喫煙所として運営する場合にあつては別表第1-2に定めるものとし、毎年度の予算の範囲内で助成する。

2 別表第1-1の公衆喫煙所の面積は、現実に喫煙の用途に利用可能な面積とし、内法寸法で

計算する。

- 3 設置及び維持管理について、この要綱に基づく助成以外の助成金等が支払われる場合は、その金額を差し引いた額を助成対象経費の額とする。

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる区分に従い、次の各号に定める書類とともに、別表第2に規定する書類を添えて、設置工事及び維持管理を開始する前までに区長に申請しなければならない。ただし、設置に係る経費及び維持管理に係る経費の助成を同時申請する場合において、重複している書類については、これを兼ねることができる。

- (1) 設置に係る経費の助成を受けようとする場合 喫煙所設置費助成金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 維持管理に係る経費の助成を受けようとする場合 喫煙所維持管理年間計画書(別記第2号様式)及び喫煙所維持管理費助成金交付申請書(別記第3号様式)

- 2 同一の公衆喫煙所の設置に係る経費は、再度助成申請することはできない。

(交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請が第2条に掲げる要件を満たし、助成金の交付が適当であると認め、助成金の交付を決定したときは、喫煙所助成金交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。
- 3 区長は、助成金の交付が適当ではないため、助成金の交付をしないと決定したときは、喫煙所助成金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知する。

(変更の申請)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ喫煙所助成金変更申請書(別記第6号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- 2 区長は、前項の規定による変更申請があったときは、その変更内容を審査し、適当であると認めるときは、喫煙所助成金変更承認通知書(別記第7号様式)により、不適當であると認めるときは、喫煙所助成金変更不承認通知書(別記第8号様式)により、交付決定者に通知する。

(中止の届出)

第8条 交付決定者は、公衆喫煙所の設置を中止しようとするときは、速やかに喫煙所設置中止届出書(別記第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 交付決定者は、当該交付決定のあった年度内において、区長が指定する期日までに次の区分に従い、必要な書類を区長に提出しなければならない。

(1) 設置に係る経費の助成を受ける場合 喫煙所設置実績報告書（別記第10号様式）及び次に掲げる書面

ア 設置に係る経費の内訳

イ 設置に係る経費の領収書又はそれと同等と認められるもの

ウ 設置した公衆喫煙所の場所、面積及び仕様に関する書類並びに換気扇等の設備、備品等の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）

エ 第2条第2項又は第3項の要件を確認できる書類

オ 第4条第3項に規定する他の助成金等が支払われた場合は、その金額及び内訳が分かるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(2) 維持管理に係る経費の助成を受ける場合 喫煙所維持管理実績報告書（別記第11号様式）及び次に掲げる書面

ア 維持管理に係る経費の内訳

イ 維持管理に係る経費の領収書又はそれと同等と認められるもの

ウ 公衆喫煙所の外観及び喫煙所の内部を確認できる写真（現況が分かるもの）

エ 公衆喫煙所の利用状況が確認できる書類

オ 第4条第3項に規定する他の助成金等が支払われた場合は、その金額及び内訳が分かるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項に定める書類を提出した交付決定者は、喫煙所助成金交付請求書（別記第12号様式）により、助成金の交付を請求することができる。

（助成金額の確定及び助成金の交付）

第10条 区長は、前条の書類の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、喫煙所助成金交付額確定通知書（別記第13号様式）により、交付決定者に通知するとともに、助成金を交付する。

（喫煙所の廃止）

第11条 助成金の交付を受けた者（以下「助成金受領者」という。）は、60か月以内に公衆喫煙所を廃止する場合は、廃止する日の30日前までに喫煙所廃止届出書（別記第14号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定、交付の取消し）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の交付決定又は交付の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 予定の期間内に設置等に係る工事に着手しないとき。
 - (5) 第2条の要件を欠くこととなったとき
 - (6) 第3条の助成対象者でなくなったとき。
 - (7) 第8条の届出があったとき。
 - (8) 第9条に規定する実績報告書が、指定する期日までに提出されないとき。
 - (9) 前条の届出があったとき。
 - (10) 渋谷区暴力団排除条例（平成23年渋谷区条例第23号）第8条の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、助成の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 前項の規定により、助成金の交付を取り消した場合において、設置に係る費用の助成金の区分に応じた取消割合は、原則として別表第3に規定するとおりとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定又は交付を取り消したときは、喫煙所助成金取消通知書（別記第15号様式）により、速やかに通知する。

（助成金の返還）

- 第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定又は交付を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の返還を命ずるときは、喫煙所助成金返還命令書（別記第16号様式）により、助成金受領者に通知する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、返還額の全部又は一部について、その返還を免除することができる。

（調査等）

- 第14条 区長は、この要綱による助成金の交付を受けようとする者又は助成金の交付を受けた者に対し、必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

- 第15条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、環境政策部長が定める。

附 則（令和2年6月26日区長決裁）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日区長決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月１日区長決裁）

この要綱は、令和５年３月１日から施行する。

附 則（令和５年１２月２５日区長決裁）

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

附 則（令和６年３月１９日区長決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２７日区長決裁）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年６月３０日区長決裁）

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表１－１（第４条関係）

種別	喫煙所の面積	上限額	助成対象経費	補助率
設置に係る経費	３平方メートル以上 ５平方メートル未満	３００万円	内装改修工事費（給 排気設備の取付工 事等）、設備・備品・ 機械装置に係る費 用等	１０割
	５平方メートル以上 １０平方メートル未満	５００万円		
	１０平方メートル以上 １５平方メートル未満	７００万円		
	１５平方メートル以上	９００万円		

維持管理に係る経費	面積問わず	1月につき 20万円 ※ ただし、助成決定期間が1月に満たない場合は、その月の稼働日数が15日以上で1月とみなす。	家賃、店舗及び駐車場の賃借料、喫煙ブースのリース代、電気代、空気清浄機の保守料、火災保険料、清掃・ごみ処理委託経費等	10割 ※ ただし、賃借料に清掃費、水道光熱費等の管理費が含まれる賃貸借契約で、その内訳が明確でない場合、賃借料の助成率は8割とする。
-----------	-------	---	--	--

別表第1－2（第4条関係）

種別	喫煙所の面積	上限額	助成対象経費	補助率
維持管理に係る経費	面積問わず	1月につき 20万円 ※ ただし、助成決定期間が1月に満たない場合は、その月の稼働日数が15日以上で1月とみなす。	家賃、店舗及び駐車場の賃借料、喫煙ブースのリース代、電気代、空気清浄機の保守料、火災保険料、清掃・ごみ処理委託経費等	10割 ※ ただし、賃借料に清掃費、水道光熱費等の管理費が含まれる賃貸借契約で、その内訳が明確でない場合、賃借料の助成率は8割とする。

別表第2（第5条関係）

1 設置に係る経費の助成を受けようとする場合

- (1) 建物又は土地の所有者にあっては公衆喫煙所の用に供する部分を含む建物又は土地の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）。ただし、建物を新たに建築する場合は、当該建築物に係る契約書又はそれに準じるものとする。
- (2) 建物又は土地の使用主にあっては、賃貸借契約書の写し
- (3) 公衆喫煙所を設置しようとする場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）
- (4) 設置しようとする公衆喫煙所の場所、面積及び仕様、換気扇等の設備、排気先の位置、利用可能な人数その他公衆喫煙所の詳細を確認できる資料
- (5) 設置に係る施工業者等からの見積書の写し

- (6) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者（以下「区分所有者」という。）にあっては、公衆喫煙所を設置することについての当該建築物のその他の区分所有者の同意を確認できるもの
- (7) 建物又は土地の使用者にあっては、公衆喫煙所を設置することについての当該建築物又は土地の所有者の同意を確認できるもの
- (8) 第4条第3項に規定する他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 維持管理に係る経費の助成を受けようとする場合（初年度）

- (1) 建物又は土地の所有者にあっては公衆喫煙所の用に供する部分を含む建物又は土地の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。ただし、設置に係る経費の助成を受け、1（1）で提出したものが、維持管理に係る経費の助成申請時に発効後3か月以内である場合は、その写しをもって代えることができる。）又は喫煙所の権利関係を証明できる書類
- (2) 建物又は土地の使用者にあっては、賃貸借契約書の写し
- (3) 維持管理に係る経費の内訳とその算出根拠が分かるもの
- (4) 建物の外観写真及び公衆喫煙所の写真（現況が分かるもの）
- (5) 公衆喫煙所の場所、面積及び仕様、換気扇等の設備、排気先の位置、利用可能な人数、営業時間その他公衆喫煙所の詳細を確認できる資料
- (6) 第2条第2項又は第3項の要件を確認できる書類
- (7) 第4条第3項に規定する他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 維持管理に係る経費の助成を受けようとする場合（2年目以降）

- (1) 初年度に提出したもののから内容を変更した書類等
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別表第3（第12条関係）

区分	取消割合
48か月を超え60か月未満に喫煙所を廃止した場合	交付額の1／5の額
36か月を超え48か月未満に喫煙所を廃止した場合	交付額の2／5の額
24か月を超え36か月未満に喫煙所を廃止した場合	交付額の3／5の額
12か月を超え24か月未満に喫煙所を廃止した場合	交付額の4／5の額
12か月未満に喫煙所を廃止した場合	交付額の全額